

加古川市下水道事業受益者負担金減免基準に関する要綱

平成 27 年 4 月 1 日

上下水道事業管理者決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、加古川市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(平成27年上下水道事業管理規程第 2 号。以下「規程」という。)第13条に定める下水道事業受益者負担金(以下「負担金」という。)減免基準の適用について、必要な事項を定めるものとする。

(一般庁舎用地)

第 2 条 一般庁舎用地とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 官公庁の本庁舎用地
- (2) 総合庁舎、市民センター等官公庁の出先機関(一般利用を目的としない試験研究所、処理場等は除く。)庁舎用地

(企業の用に供している土地)

第 3 条 国又は地方公共団体が企業の用に供している土地とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 病院用地
- (2) 上水道事業用地
- (3) 工業用水事業用地
- (4) 港湾整備事業用地
- (5) 市場事業用地
- (6) と畜場事業用地
- (7) 国又は地方公共団体が設置する公社及び公団事業用地
- (8) その他企業用地

(公共の用に供することを予定している土地)

第4条 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく事業認可を受けた区域内の土地で、次の用に供することを予定しているものをいう。

- (1) 道路
- (2) 公園
- (3) 緑地
- (4) 広場
- (5) 河川
- (6) 水路
- (7) 運河
- (8) その他公共用地

（生活扶助を受けている受益者に対する減免基準）

第5条 生活保護法により生活扶助を受けている受益者の減免基準は次のとおりとする。

- (1) 受益者が生活保護を受けているとき 100%

（土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者等に対する減免基準）

第6条 下水道事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者の減免基準は次のとおりとする。

対象となる土地	減免率（%）
(1) 市の排水計画に適合する下水道管を公道上に布設し、かつ、市に帰属する場合、その下水道管を利用する土地	100
(2) 開発行為等により埋設された下水道管に接続し、その下水道管が市に帰属する場合、その下水道管を利用する土地	25

（その他実情に応じ減免することが必要と認められる土地に対する減免基準）

第7条 その他状況により特に負担金を減免することが必要と認められる減免基準は、次のとおりとする。

対象となる土地	減免率（%）
(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、兵庫県文化財保護条例（昭和39年条例第58号）、加古川市文化財の保護に関する条例（昭和37年条例第8号）に基づき指定された文化財である土地、又は文化財である建物その他工作物の敷地	100
(2) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法	75

人、同法第64条第4項の法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の用に直接供している土地	
(3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が、同法第2条第2項及び第3項に規定する事業のために設置する社会福祉施設の用地（当該社会福祉施設の管理者及び職員の住居に使用する土地を除く。）	75
(4) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体が、同条に規定する目的のために使用する土地 ア 宗教法人法第3条に規定する境内地 イ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条に規定する墓地	75 100
(5) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条に規定する事業の用に供している土地 ア 軌道敷 イ 駅舎用地 ウ 駅前広場 エ その他鉄道事業用地	100 25 100 50
(6) 図書館、市民会館、公民館、体育施設用地	75
(7) 有料の国又は地方公務員宿舎の土地	25
(8) 町内会等が集会の用に供している土地	75
(9) 町内会等が防災用器具等を格納している施設の土地	100
(10) 公共性のある私道又はこれに準ずる土地	100

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。